

西行桜の森管理計画



令和5年3月

平泉町

目 次

1 概 要	1
2 計 画 期 間	1
3 計 画 範 囲	1
4 現 状 と 課 題	2
(1) 過 去 の 植 栽 状 況	2
(2) 西 行 桜 の 森 の 現 状	3
(3) 西 行 桜 の 森 の 課 題	3
5 今 後 の 管 理 方 針	4
6 エリアC(新県行造林長島事業区)における作業路の開設及び造林について	4
(1) 作 業 路 の 開 設 及 び 拡 幅	4
(2) 造 林 を 行 う 時 期	6
(3) 樹 種 の 選 択 と 造 林 密 度	6
(4) 苗 木 の 入 手 方 法	6
(5) 造 林 後 の 取 り 扱 い に つ い て	6
7 他 団 体 と の 連 携 等	6
8 計 画 管 理	7
(1) 計 画 の 変 更	7
(2) 計 画 の 更 新	7

1 概要

かつて西行法師が平泉を訪れた際に現在の東稲山の桜の風景を歌に詠んだという逸話から、町は東稲山の一部を西行桜の森として維持管理している。長島字山田及び深山の両地区にまたがるこの西行桜の森は平成 27 年に国指定名勝「おくのほそ道の風景地(さくら山)」(以下「名勝指定地」という。)として追加指定され、西行法師が訪れた当時の桜情景に近づけるため、町や民間団体等により様々な活動が行われている。

本計画は、このように歴史的・景観的に非常に重要な西行桜の森をより一層魅力的にするため、今後の展望を示すとともに管理活動の方針を定めるものである。

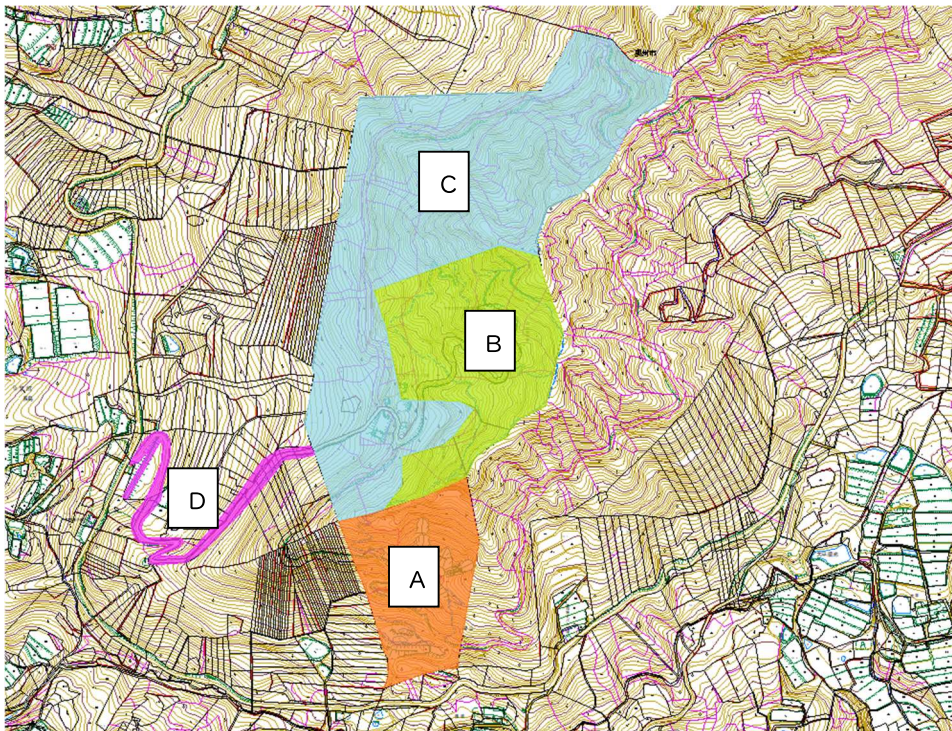
2 計画期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

3 計画範囲

本計画で想定している範囲は以下の図に色分けをして示した範囲とし、地区ごとの特性によりA～Dの4エリアに分ける。地区ごとの特性は下記の通り。

【西行桜の森】位置図



【エリアA】※名勝指定地

- ・木工芸館「遊鵬」が存在しており、西行桜の森の中で一番来客数が多いエリアである。
- ・生育する桜の大部分はソメイヨシノであるが、南向き斜面であること、冬期の季節風も弱いエリアであること等から耐寒性の弱い品種も生育しており、他のエリアに比べて生育している桜の種類が豊富なエリアとなっている。
- ・北上展勝地から移植した桜が生育している。

【エリアB】※名勝指定地

- ・ウォーキングルートが整備されており、大文字キャンプ場付近から大文字下の東屋付近まで道の両脇にソメイヨシノの並木が存在する。
- ・西向きの斜面であり、町内中心部から見えやすい。
- ・冬期の季節風が強いため耐寒性の高い種類のみが残存している。
- ・樹齢 100 年以上となる古木はこのエリアに集中している。

【エリアC】

- ・新県行造林長島事業区の伐採が進められている。
- ・西向きの斜面であり、町内中心部から見えやすい。

【エリアD】

- ・大文字キャンプ場に向かう町道沿い及び温泉ため池内の一部。

4 現状と課題

(1) 過去の植栽状況

資料が残存する範囲で、西行桜の森では以下の表のとおり昭和 60 年より桜の植栽が行われてきたことが確認されている。

植栽年月日	樹種	本数(本)
S60.4.29	ヤエザクラ	500
	ソメイヨシノ	200
S61.3.22	ヤマザクラ	400
S61.3.29	ヤマザクラ	500
	オオヤマザクラ	500
	エドヒガンザクラ	500
S61.4.29	ヤマザクラ	1,000
	オオヤマザクラ	100
	エドヒガンザクラ	50
H4	チシマザクラ	75
	カスミザクラ	228
	ベニヤマザクラ※1	282
	マメザクラ	60
	オオシマザクラ	75
	ウワミズザクラ	87
H27.4.25	エドヒガンザクラ	5
R1.3~R1.4	ヤエザクラ類等※2	20
H28~R4	エドヒガンザクラ	175
	合計	4,757

※1 ベニヤマザクラはオオヤマザクラと同種

※2 北上展勝地より移植

(2) 西行桜の森の現状

平成26年度に実施した現地調査の結果、西行桜の森で過去に植栽された桜の多くは枯死したものの、依然として以下の表の通り約2,000本以上の桜が生育していることを確認できた。近年では東稲山さくらの会により桜の植栽が進められていることから、現在は2,300本程度まで本数が増加していると予想される。

また、西行桜の森内には木工芸館「遊鵬」と大文字キャンプ場が存在しており、西行桜の森ウォーキングルートが整備されている。各施設周辺で木工芸館管理人による環境整備が行われているほか、刈り払いや支障木伐採等の各業務が委託により実施されている。令和4年度より新県行造林長島事業区の伐採が進められている。

サクラ類確認状況

	種名	個体数	割合	植栽数
1	カスミザクラ	905	41%	228
2	エドヒガン	329	15%	550
3	オオヤマザクラ	327	15%	1,382
4	ソメイヨシノ	237	11%	200
5	ウワミズザクラ	157	7%	87
6	オオシマザクラ	123	5%	75
7	コヒガン	40	2%	60
8	ヤマザクラ	36	2%	2,400
9	シダレザクラ	11	1%	
10	ヤエザクラ	9	1%	500
	合計	2,174		4,557

※東稲山の桜情景復活調査結果(H25)より抜粋

(3) 西行桜の森の課題

現在西行桜の森ではテングス病、木材腐朽菌等による弱体化、つる性植物による被圧等の問題が発生している。エリア別の課題は下記の通りとなる。

【エリアA】

- ・木工芸館周辺のソメイヨシノにテングス病が発生している。
- ・耐寒性の弱い種々の健康状態に注意が必要。
- ・若齢木に対して野生鳥獣による食害が発生している。
- ・つる性植物が桜に絡むことにより桜の成長が阻害されている。

【エリアB】

- ・大文字キャンプ場付近から大文字下の東屋付近まで生育するソメイヨシノはほぼ全てテングス病に罹患している。
- ・落雷による枝折れや木材腐朽菌の侵入を受けて弱体化しているものがある。

- ・若齢木に対して野生鳥獣による食害が発生している。
- ・エリア内の桜の密度が低い。

【エリアC】

- ・過去 40 年以上スギが生育していた場所であり桜を植栽した場合の生育が不明である。
- ・新県行造林長島事業区（北側）の伐採スケジュールが未定である。

【エリアD】

- ・エリア内に生育するソメイヨシノの多くがテングス病に罹患している。
- ・町道沿いのソメイヨシノは周囲のスギ林による日照不足で生育不良である。

5 今後の管理方針

西行桜の森は町有林であるため今後も町が中心となって日頃の維持管理を行う。また、外部団体等と随時連携を取りながら桜の植樹・保全に努める。

以下に、今後エリアごとに行う主な管理とその優先度を示す。

エリア	管理内容	優先度 (A~C)	実施年度
A	テングス病罹患木の処理	A	R5~6
	野生鳥獣被害対策	B	R5~9
	つる切り	B	R5~9
	耐寒性の弱い樹種の保育	C	随時
	桜の植栽	C	随時※1
B	テングス病罹患木の処理	A	R5~6
	桜の植栽	B	R5~9
	野生鳥獣被害対策	B	R5~9
	弱体化した桜の処置	C	随時
C	造林(広葉樹及び桜)	A	R5~9
	野生鳥獣被害対策	B	R5~9
D	テングス病罹患木の処理	B	R5~7
	生育環境の改善(日照条件等)	C	R5~9

※1 エリアA内に新たに桜を植える場所がなくなってきたため、当面の間は枯損木等の補植に限り実施する。

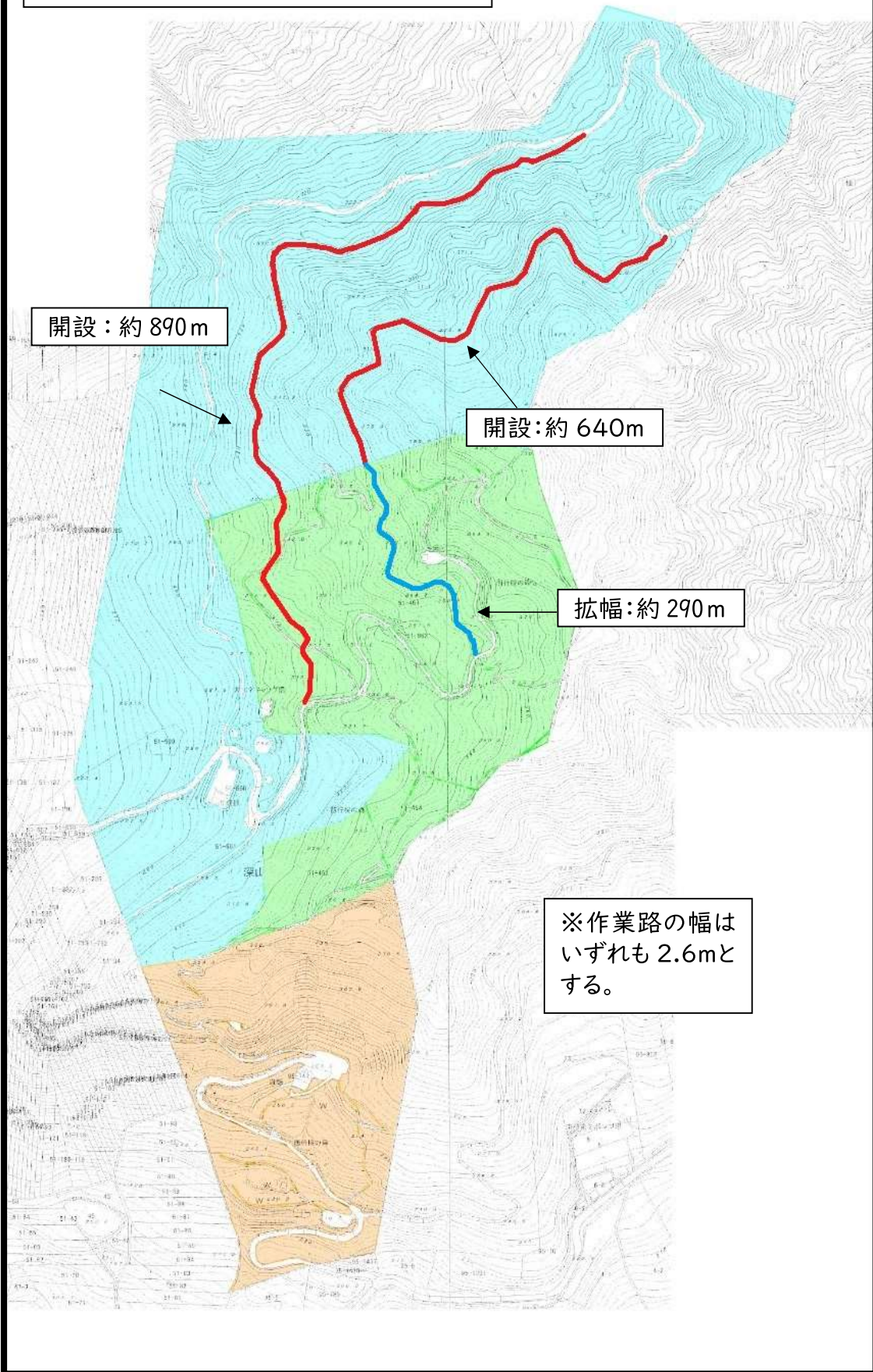
6 エリアC(新県行造林長島事業区)における作業路の開設及び造林について

上記第3でエリアCとして設定した新県行造林長島事業区において、返地後に下記のとおり環境の整備を行う。

(1) 作業路の開設及び拡幅

事業区内での伐採が終了し町へ返地された後、以下の図のとおり作業路を開設するとともに既設作業路の拡幅を行う。なお、伐採に伴い臨時の作業路が開設されるため、伐採後に現地を調査し、必要に応じて新たに開設する作業道の位置等を変更することとする。

【作業路の開設及び拡幅に係る位置図】



(2) 造林を行う時期

事業区が町へ返地された年度の翌年度より行うものとする。

(3) 樹種を選択と造林密度

将来、隣接している名勝指定地へ組み込むため、景観的な連続性を持たせることができるよう広葉樹造林を行う。

また、造林に際しては一般的な広葉樹に桜を混植することとし、それぞれの密度は以下の表のとおりとする。

<樹種別造林密度>

バラ科サクラ属広葉樹	400~600 本/ha
ムクロジ科カエデ属広葉樹	300~500 本/ha
その他広葉樹	800~1,000 本
合計	1,500~2,100 本/ha

※散策者やキャンプ場利用者に対するクマの被害を防止するとともに、町内西部で蔓延しているカシノナガキクイムシによる被害を予防する観点からコナラやミズナラ等のブナ科広葉樹は天然更新により自生したもののみとする。(造林用の苗木としては購入しない。)

※その他広葉樹は基本的に西行桜の森周辺に自生する樹種とし、特に榎(エノキ)を一部に混植することで当地域に生息するオオムラサキの個体数の増加と生息範囲の拡大に努める。

※桜の種類を選定に関して、エドヒガンザクラを中心に耐寒性の高い種類から選定することとする。

(4) 苗木の入手方法

造林用の苗木は林業経営体等を通して調達するほか、公益財団法人日本さくらの会による宝くじ桜寄贈事業等の活用も検討する。

なお、桜については伝染病による面的な被害を軽減するため、エリアB等に点在する実生苗も使用することで遺伝的多様性を確保する。

また、環境に適合した苗木を持続的に確保するため、桜の実生苗を継続して生産できる体制の構築を検討する。

(5) 造林後の取り扱いについて

造林後5年間は年に1度程度の刈り払いを行い造林木の生育を促進する。なお、造林木にはピンクテープ又はスプレー等によるマーキングを行うことで刈り払い作業時の誤伐を防止する。

また、苗木への鳥獣被害が認められる場合は苗木用保護ネット等の使用を検討するとともに、状況を注視し、枯死等により密度が低下した場所は補植を行うこととする。

7 他団体との連携等

西行桜の森を官民一体となって発展させていくため、東稲山さくらの会、ひらいずみ里山倶楽部、平泉古事の森育成協議会、平泉のかをり創造プロジェクト等の民間団体と連携した活動を模索していく。

また、平泉古事の森育成事業の際に小学生の興味関心を高めるため枝や葉の香りに特徴のある樹種をキャンプ場周辺の一部へ植栽し、必要に応じて使用できる環境を整える。(サンショウ、クロモジ、キンモクセイ、ゲッケイジュ等)

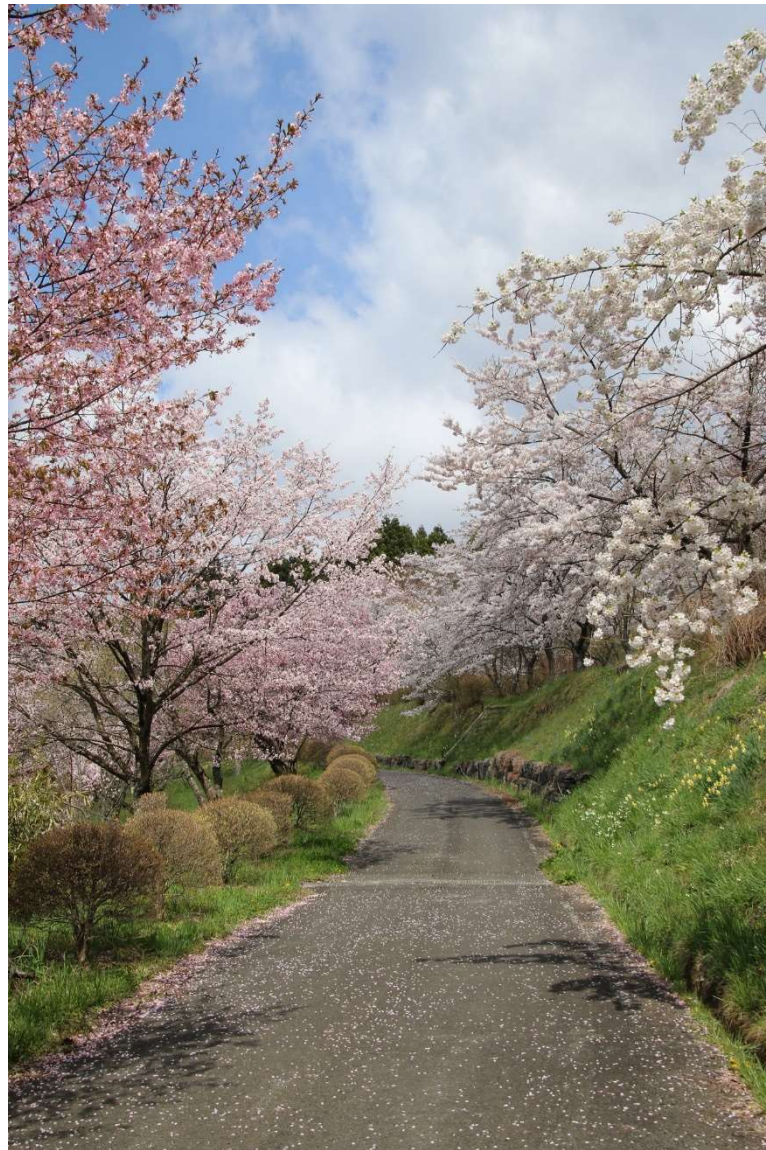
8 計画管理

(1) 計画の変更

本計画は必要に応じて随時見直しを行う。

(2) 計画の更新

本計画期間が終了する令和9年度に現状を整理しなおし、内容を変更又は追加の上新たな計画を策定することとする。



西行桜の森管理計画

発行 平泉町農林振興課

〒029-4102

平泉町平泉字志羅山 45-2